

# 明倫短期大学学生会会則

制定日 平成16年 5月29日

最終改定日 平成20年 4月11日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は明倫短期大学学生会と称する。

(本部)

第2条 本会の本部は明倫短期大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、本学学生によって運営される自治組織であり、建学の精神に基づき、文化活動並びにスポーツ活動などを通じて、会員相互の交流を深め、学生生活の充実をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 学生会の事業は次の通りである。

- (1) 学生会総会に関すること
- (2) 予算の管理・運営に関すること
- (3) クラブ活動に関すること
- (4) 明倫祭に関すること
- (5) その他、学生会主催の各種行事に関すること

## 第2章 会員

(構成)

第5条 本会は次の会員をもって構成される。

- (1) 会員  
明倫短期大学に在籍する学生全員
- (2) 特別会員 本学教員
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

(会員の権利)

第6条 本会員は次の権利を有する。

- (1) 本会の活動により生じるすべての利益を平等に受けること
- (2) 本会の役員に立候補すること
- (3) 本会の運営するあらゆる活動に参加すること
- (4) 学生総会に参加し、議案の提出、その審議、決議に参加すること

(会員の義務)

第7条 本会の学生は次の義務を有する。

- (1) 本会の決定を守り、協力すること
- (2) 本会の会費を納入すること

(入会および退会)

第8条 原則的に入会は本学への入学、退会は本学の卒業をもって行うものとする。

## 第3章 組織

(組織)

第9条 本会には総会と運営委員会を置く。

(会長)

第10条 本会は学長を会長に推戴する。

(副会長)

第11条 本会は学生部長を副会長に推戴する。副会長は、会長の業務を代行することができる。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置く。顧問は、特別会員の中から、会長(学長)が委嘱する。顧問は、本会の活動について指導・助言を行うが、決議には参加しない。

## 第4章 総会

(役割)

第13条 総会は、本会の最高議決機関であり、次の各号を任務とする。

- (1) 運営委員会より提出された基本方針案及び、活動方針案の審査及び決定
- (2) 学生会主催行事の予算案及び決算案の承認
- (3) 会則の改廃

(定期総会)

第14条 定期総会は、年1回、運営委員会委員長が招集することができる。

(臨時総会)

第15条 臨時総会は次の場合、運営委員会委員長が招集することができる。

- (1) 運営委員会が必要と認めた場合
- (2) 全会員の6分の1以上の要請があった場合

(成立)

第16条 総会は全会員の半数以上の出席をもって成立する。委任状は総会出席会員数を越えない範囲で有効とする。

(拒否権)

第17条 異議に対し参加者の過半数がこれを認めた場合、運営委員会の議決を否決することが出来る。

(異議申し立てとリコール)

第18条 総会の決議に異議のあるときは、その理由を記した文書を全会員の6分の1以上の署名と共に運営委員長まで提出し、総会を招集することができる。

## 第5章 運営委員会

(役割)

第19条 運営委員会は本会の最高執行機関であり、総会の議決に基づき、かつ、本会会員の理解のもとに、公正で透明性のある活動をするを旨とする。

(運営委員)

第20条 本会には会員により選出された次の運営委員を置く。

- (1) クラス委員
- (2) クラブ代表 各1名
- (3) 明倫祭実行委員長 1名

(役員)

第21条 本会には次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査委員 2名

(選出及び任期)

第22条 役員を選出は、当面の間は会員により選出された運営委員の中から互選により役員を選出するものとし、任期は1年とする。ただし、会計監査委員のうち1名は、特別会員の中から会長(学長)が委嘱する。

(定例委員会)

第23条 定例運営委員会は、委員長が招集する。

(臨時委員会)

第24条 臨時運営委員会は次の場合、委員長が招集する。

- (1) 会員の6分の1以上の要請があった場合
- (2) 運営委員から要請があった場合

(成立)

第25条 委員会は半数以上の出席により成立し、委員長はその都度選出する。委任状は出席者数を越えない範囲で有効とする。

(出席)

第26条 委員長が必要と認めた会員は委員会に出席できる。この場合、出席した会員は発言権をもつが議決権はないものとする。また、会員は委員会の傍聴を行うことができる。会長、副会長及び顧問はこれに出席し助言を行う。

(審議事項)

第27条 運営委員会は次の事項を審議する。

- (1) 毎年度の予算案の決定・決算案に関すること
- (2) 本会会則案の制定、改廃に関すること
- (3) その他本会の運営案に関する重要事項

(議決)

第28条 議事は出席委員の過半数をもって決定する。

第6章 会計

(会計)

第29条 本会の経費は会費、賛助金・寄付金、及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第30条 会費は次の通りとする。

- (1) 会費 3,000円(年額)
- (2) 会費の納入方法は、原則的に授業料と同時に払い込むものとする。
- (3) 特別会員の会費は年間3,000円とする。
- (4) 賛助会員の会費は一口1,000円以上とする。

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

(予算の執行)

第32条 予算の執行は総会で議決の後、運営委員を通して行う。

(会計監査)

第33条 会計監査委員は、年1回以上、会計監査を行い、その結果を会員に報告しなければならない。

第7章 会則改正

(会則改正)

第34条 本会則の改正は総会出席者総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

附則

この会則は、平成17年4月1日より施行する。

附則

この会則は、平成18年4月14日より施行する。

附則

この会則は、平成20年4月11日より施行する。